

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表第14号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成28年3月18日

大磯町監査委員 高野澤 均

大磯町監査委員 高橋 英俊

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 28 年 2 月 5 日（金）

3. 監査対象の課等

教育部生涯学習課（生涯学習係、大磯町郷土資料館）

4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 27 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 27 年度大磯町監査方針による

③その他

5. 所掌事務の概要

社会教育の振興、芸術文化の振興、生涯学習情報の収集及び提供、生涯学習館の管理及び運営、文化財保護行政、郷土資料の収集、保管及び展示、郷土資料館の管理及び運営に関する事務等を行っている。

（根拠規定：大磯町事務分掌等に関する規則第 3 条）

6. 監査結果概要

平成 27 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

意見、要望事項については、以下のとおりである。

- ・生涯学習館の維持管理について

施設状況を把握し、適正な事業執行がなされているか、常に確認に努められたい。

- ・講師謝金の支払いについて

講演における謝礼金の支払いは個人へのお礼であることに考慮し、歳出科目を検討されたい。

- ・文化財の管理について

大磯町は多くの歴史的文化的文化財や埋蔵文化財を有し、その維持管理は大変なものであるが、今後も文化財保護にかかる事務事業の適正な執行に尽力されたい。

- ・旧吉田茂邸再建と郷土資料館リニューアルについて

郷土資料館の分館として位置付けて一体管理される旧吉田茂邸は、”大磯の顔”となる重要な施設である。維持管理等に関しては、費用対効果を意識しつつ、施設の活用を図られたい。